

(海洋産業研究会会報 : RIOE News and Report、第 336 号、2007.4.16)

[解説]

## 海洋基本法の制定について

社団法人 海洋産業研究会

### わが国海洋政策の歴史に新たな 1 ページ

「海洋基本法」の案が衆議院を通過した。参議院での審議が待っているが、そこでも可決される運びとなることが期待される。そうして、海洋基本法が制定されれば、わが国の海洋政策関連史上、歴史的な出来事となる。

去る 4 月 3 日(火)午前に開催された衆議院国土交通委員会（塩谷立・しおのやりゅう委員長：自民）で、海洋基本法案が委員長提案として提案され、全会一致をもって決定され、委員会提出法律案として本会議へ提出された。あわせて「新たな海洋立国」についての決議文も議決した。同委員会では、超党派の海洋基本法研究会（昨年 10 回開催。本誌前号参照）を構成する自民、公明、民主の与野党 3 党だけでなく共産、国民新党も賛成しての全会一致である。その後、午後の衆議院本会議にただちに上程され、賛成多数で可決された。参議院の日程は未定だが、そこでも審議を経ての成立の可能性が高くなった。成立すれば、3 ヶ月を超えない日で施行となっており、7 月の海の日前後の施行日が想定される。ちなみに、1996 年に国連海洋法条約を批准してわが国が当事国となった日が 7 月 20 日の海の日であったので、これに重ねると、再び政府の“粋な計らい”となる。

なお、基本法と同時に「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案」も可決された。

ともあれ、1980 年に当時の海洋開発審議会の答申で初めて「海洋基本法」制定をという文言が書かれてから 27 年、四半世紀以上たってからの実現であるから、その意義は大きい。しかも、世界の主要国、特に海洋に面する国々で本格的な National Ocean Policy が策定されつつあるという情報が伝播して、わが国の取り組みをさらに高度化させていく必要性が広く認識されてきたことも背景にある。特に、“海洋権益”という言葉が浸透してきたように、東シナ海や日本海あるいは沖ノ鳥島問題などの領土の帰属問題や想定 EEZ 境界線を巡る紛争などに関連して、政府の基本方針策定のバックボーンを求める機運が基本法制定の動きに拍車をかけたと言える。

### 議員立法のプロセスに新たな風

今回の海洋基本法制定に関する動きで特筆されることの一つは、議員立法の準備過程に新たな風を吹き込んだことである。海洋政策研究財団発行の Ship & Ocean Newsletter、No.158 (2007 年 3 月 5 日号) に掲載された石破茂・衆議院議員（海洋基本法研究会議長）のインタビュー記事で、同議員は次のように述べている。

「議員立法といつてもお役人が書いて、省庁間の調整が困難であるという理由で議員立法の形を取ったものがほとんどだった……。しかし今回の場合は、……研究会で濃密な議論を交わし、……業界からの意見も頂戴して、大綱・法案の概要をとりまとめた。……これは私の知る限り本邦初で、まったく新しい法律の作り方がなされた。そこも大きな意義がある。」

このことはもっと広く認識されて良いであろう。

## 内閣に政策本部を設置、海洋政策担当大臣誕生へ

基本法にもとづいて内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官と海洋政策担当大臣を副本部長とし、すべての国務大臣で構成される総合海洋政策本部が設置される。いよいよ「海洋政策担当大臣」がおかされることになる。同本部に関する事務は内閣官房において処理され、内閣官房副長官補がたばねることになるが、この事務局がわが国の海洋政策に関する中枢機関となる。なお、同法附則で、この本部は施行後5年を目途として検討が加えられることになっている。

ところで、昨年の海洋基本法研究会がまとめた政策大綱では、「総合海洋政策会議」の設置が提案されている。これが内閣に本部設置ということになったわけだが、有識者からの意見聴取については、基本法本文でも第25条に（資料の提出その他の協力）という条文のほか、実態的には下記のように「決議」で担保されているかたちである。

### 重要な内容を含む決議

ところで、国土交通委員会における決議『新たな海洋立国の推進に関する件』では、第一項で、「海洋基本計画を早急に策定するとともに、……政府として集中的かつ総合的に推進できるよう体制整備を行うこと」としている。つまり、基本法の施行後、直ちに基本計画の策定に着手し、年度内にも策定される可能性が高い。第二項においては、「総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること」とあり、これまた直ちに設置されよう。これによって、文部科学・学術審議会海洋開発分科会の役割にも変化がもたらされる可能性があるのではなかろうか。

第三項では「国内法制を早急に整備する」、第四項では「危機管理に関する……組織体制の総合的な検討・充実を図る」、最後の第五項では「領土の保全に遺漏なきを期すとともに、……外交的施策における努力を始めとする各般の施策を一層強力に推進すること」、が掲げられており、いずれも海洋政策の根幹にかかわる内容を簡潔に明示しているといえる。

### 海洋基本計画の内容をどう充実させるか

海洋基本法が有する、他の基本法と異なる最大の特徴は、省庁横断型の基本計画が策定される点であろう。国が基本計画を策定する義務を負うことが基本法の柱であって、この1条のみをもってして第二章が構成されている。もちろん基本計画は閣議決定事項である。

本誌前号の〔解説〕でも記したように、水産・科学技術・エネルギー政策・環境など他の基本法にもとづく基本計画はそれぞれ平成18、19年度に既に走り始めている。さらには「国土形成計画法」にもとづいて、EEZおよび大陸棚をも含む海洋・沿岸域も計画対象とした「広域地方計画」の策定作業が進行中である。それらの海洋部分を切り出して合冊するだけに似た内容にとどまるのでは、海洋政策の高度化に実効性が伴わないのではなかろうか。“新たな海洋立国”を目指した内容の濃い海洋基本計画の策定が求められている。

関係省庁では基本計画へ盛り込むべき施策について既に動き出しあ始めているようである。学界、産業界、研究機関等わが国海洋コミュニティの諸機関は、この機にプロジェクトの提案など、積極的に声をあげることが要請されている。(文責：中原裕幸常務理事)